ネットワーク

最前線紹介

水と緑の都　「もりおか」を未来につなぐ

盛岡市環境部環境企画課

盛岡市は、盛岡城跡公園や多くの寺院などにより、市街地を中心として城下町の情緒が色濃く残る街です。明治22年の市町村制施行により、全国39都市の一つとして人口２万9190人の盛岡市が誕生しました。その後、周辺自治体との合併を経て、平成20年に人口約30万人、面積886.47平方キロメートルの中核市となり現在に至っています。当市には主要な河川が７つあり、市街地を流れる中津川には鮭が遡上するなど、自然と都市が調和した街並みを形成しています。また、ハンギングバスケットを軸とする花と緑のガーデン都市づくり事業により、うるおいのある景観形成を目指していることにも特色があります。

市内を流れる中津川と桜

公害苦情処理の所管課である環境部環境企画課には15名が在籍しており、うち６名が環境保全係に所属して水質、大気、騒音・振動の各種届出や、公害関係事案、苦情事案の処理業務を行っています。一方、公害関係業務と兼任するかたちで水道未普及地区の給水施設管理や、井戸設置補助、鳥獣捕獲許可、自然環境保全等に係る業務も行っており、その業務範囲は多岐に渡ります。近年では、オオハンゴンソウをはじめとした特定外来生物に関する相談が増えています。

平成28年度の苦情件数は51件で、騒音関係が22件と最も多く、次いで大気関係16件、悪臭関係10件、水質関係２件、その他１件となっています。騒音苦情は、解体等の工事によるものであれば一過性の事案が多く、当課による事業者の指導や事業者による配慮により申立人が納得し、早期に解決する場合が多いように感じます。一方、工場敷地からの作業音、飲食店からの機器稼動音などについては発生原因の停止が難しく、また騒音測定の結果、騒音規制法等による規制基準を満たしている場合もあり、解決に至らず長期的に苦情が申立てられる傾向があるように思われます。このような状況から、申立人の主張（音の傾向、発生時間）を詳しく聞き取り、発生原因の改善を検討できる事項がないか、ともに考える姿勢が重要であるものと考えています。最近では、高齢の方から騒音苦情の申立があり、低周波帯を含めた騒音測定を実施したものの、原因とされる音が検出されない事案も複数ありました。今後の高齢化率の上昇により、認知機能の不全に関連すると思われる苦情が増えることが予想されます。

大気関係の苦情としては、悪臭苦情にも関連する「野焼き」苦情が多く寄せられています。市内の農業地域では旧来の方法により農作物の残渣や枝葉を燃やす場合があり、周辺住宅からの苦情の原因となっています。このような苦情に対しては、農業従事者の方に野焼きの自粛を依頼することにより苦情原因の解消を図っていますが、農林漁業のためのやむを得ない焼却は例外的に認められており，当課担当者としても対応が難しいと感じているところです。

苦情内容の詳細な聞取りなど申立人の主張に真摯に耳を傾け、関係法令を確認しながら解決方法を探ること、この基本的な方法を実践することで苦情原因を解消することを日々目指しています。この地道な対応が、水と緑の都「もりおか」の未来の姿につながることを願い、今後も奮闘してまいります。